

## ○ 指導計画の作成と内容の取扱いで配慮すべきことは何か。

### 1 指導計画の作成について

#### (1) 授業時数の配当について

ア 3年間で体育分野及び保健分野に配当する授業時数は、体育分野267単位時間程度、保健分野48単位時間程度とする。

イ 体育分野の各領域の授業時数の配当については、「A体づくり運動」と「H体育理論」については、指導内容の一層の定着を図るため、新たに授業時数として「A体づくり運動」については、各学年で7単位時間以上を、「H体育理論」については、各学年で3単位時間以上を配当する。また、「B器械運動」から「Gダンス」までの領域の授業時数は、その内容の習熟を図ることができるよう考慮して配当する。

ウ 保健分野の授業時数の配当については、3学年間を通して適切に配当し、各学年において効果的な学習が行われるよう適切な時期にある程度まとまった時間を配当する。

#### (2) 学習指導要領の総則1の3「学校における体育・健康に関する指導」との関連について

年間指導計画を作成する当たって、学校における体育・健康に関する指導との関連を図ることの必要性を強調している。

第1章総則第1の3に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用すること。

#### (3) 学習指導要領の総則1の2及び第3章道徳の第1との関連について

第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、保健体育の特質に応じて適切に指導すること。

※ 集団でのゲームなど運動することを通して、粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し、協力する、といった態度が養われる。

また、健康・安全についての理解は、生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直すことにつながる。